

## 大規模修繕について

### (1) 現状

- ◆ DBO方式を採用する場合、運転管理委託期間を15～20年としている事例が多い。
- ◆ 稼働開始後、20年程度経過すると、大規模修繕が必要になる可能性がある。
- ◆ 他団体の要求水準書では、大規模修繕については曖昧な表現となっている。

### (2) 課題

- ◆ 修繕について曖昧な表現を記載することにより、発注者（市）と受注者（事業者）の間との認識に差異が生じ、後に問題となる可能性がある。管理手法により修繕内容自体に大きな差が生じる。
- ◆ 大規模修繕を事業内容に含むとした場合、入札時に想定した大規模修繕の内容と15～20年先に実際に必要となる内容に差異が生じる可能性がある。

### (3) 対応方針

- ◆ 修繕の目的は、施設を正常に稼働させることであり、一般的な公共施設は予防保全的な維持管理を行い維持管理費の平準化を進めている。
- ◆ 施設の管理基準を設け予防保全的な維持管理を基準仕様書等に定めて対応し、運営期間中に交換が予測される項目などの修繕周期を基準仕様書に提示する。
- ◆ ただし、管理の仕方によっては、機器、機材等の交換、改修の周期は伸びることも想定され、運用上支障がない場合には、協議のうえ交換の有無について調整等ができるよう対応する。

| 【参考イメージ】  | 運営開始 | 5年 | 10年  | 15年  | 20年        |
|---|------|----|--|--|------------|
| <b>&lt;発注時&gt;</b><br>・基準仕様書に記載<br>一般的に交換等が必要な機器<br>(例)交換周期:5～10年 |      |    | 1回目予定<br>◆   |  | 2回目予定<br>◆ |
| <b>&lt;運営期間&gt;</b><br>・1回目の交換<br>管理基準を維持し<br>運用上支障がなかった場合        |      |    | ◆  | 1回目<br>□   | 2回目予定<br>◆ |
|   |      |    |  |  |            |
| ・2回目の交換<br>管理基準を維持し<br>運用上支障がなかった場合                               |      |    |  | 1回目実施<br>■   | 2回目<br>◇   |
|   |      |    |  | 協議のうえ交換不要<br>・運営費の減額調整<br>・別途必要な機器交換★に充当<br>↓<br>★ |            |

- ◆引き渡し条件については、他市事例を参考に施設運営期間終了日の5年前から協議を開始することとする。運営事業者と本市の協議において実施内容や実施時期を決定し、施設運営期間終了後も継続的に使用できる性能を確保することとし、基準仕様書に明示することとする。

#### (4) 審議事項

- ◆予防保全的な維持管理について
- ◆基準仕様書等に機器、機材等の交換、改修等の時期を明記することについて